

令和4年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和4年3月7日 午前10時00分 開会
午後 3時56分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	保健福祉部理事	東錦也
こども未来創造部長	井上理恵	こども未来創造部理事	板橋行則
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 議第1号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 議第2号 葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについて
- 日程第7 議第3号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第4号 葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第6号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第7号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第9号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第11号 葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第12号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第13号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議第14号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 日程第19 議第15号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）
- 日程第20 議第16号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第21 議第17号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第22 議第18号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第23 議第19号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第20号 令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

- 日程第25 議第21号 令和4年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第26 議第22号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第23号 令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第25号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第27号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第33 議第29号 令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 追加日程第1 議第15号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事）

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和4年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会において行われます市長の令和4年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますのでご承知おきください。

また、議会だより用に議場内の写真撮影も行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。

また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和4年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には令和4年度当初予算をはじめ、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4号から日程第33号までの30議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案などの新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いいたします。

次に、閉会中に開催されました2つの委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず初めに、総務建設常任委員会の審査状況について報告願います。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました総務建設常任委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、1月27日午後1時30分より開催し、道の駅に関する事項について審査を行っております。

委員会では、改選前に設置されていた道の駅かつらぎに関する調査特別委員会において、随時報告のありました道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連について、現在までの進捗状況について理事者より報告がございました。

委員からは、大阪高等裁判所より和解案が提示されているが、その対応状況はという問いに対し、和解案の内容について顧問弁護士とも内容を精査したが、これまでの奈良地方裁判所の判決結果を踏まえると、和解できる内容ではないと判断したという答弁がございました。この答弁を受けて、和解しないということは裁判を続けるということだが、これまでも裁判費用がかなりかかっている。その費用の財源は市民の税金であるので、費用を抑えるように努力していただきたい。裁判についても、見通しを持って取り組んでいただき、政治的な判

断が必要な場面が出てくれば、適切な判断をされるようお願いするという意見がございました。

総務建設常任委員会では、12月定例会で設定した調査案件につきまして、この委員会のほかに閉会中に協議会を3回開催しております。その協議内容について、今後、委員会で報告できるものは報告し、市民に開かれた議会運営を進めていくことを確認いたしました。

以上で、閉会中に開催いたしました総務建設常任委員会の審査状況についての報告といたします。

川村議長 次に、県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を申し上げます。

まず、本委員会については、2月24日木曜日午後2時から開催いたしました。その1週間前、2月17日に開催されました県の第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の内容等について報告を願いました。

この報告を受けて、委員からは、今回改めて示された葛城市の料金・財政シミュレーションでも、県域水道一体化に参加せず、単独経営のほうが給水原価と供給単価ともに令和36年度までは安いという試算結果となっている。今回、県域水道一体化に参加せず、単独経営を選択して、令和36年度直前に広域水道企業団に参加するということは可能なかという問いに対しまして、当初に単独経営を選択して、その後に途中で広域水道企業団に参加することは現段階ではできない、不可能であるということになっているという答弁がありました。その答弁を受けて、委員からは、一体化に参加するかしないのかの判断はいつまでにしないといけないのかという問いに対して、令和4年11月に基本協定案が提案され、令和5年2月には基本協定締結予定になっている。そのため、遅くとも令和5年1月には一体化に参加の可否を判断しなければならないという答弁がありました。

また、別の委員からは、今回の試算では、単独経営で施設維持管理費用を見込んだとしても、県域水道一体化に参加せず、単独経営の方が給水原価と供給単価ともに令和36年度までは安いという結果となっているが、特例措置として提示されているセグメント会計は考慮されているのかという問いに対して、統合効果が見られないとされる葛城市と大淀町は、令和7年度からは令和36年度までの一定期間、独立した会計区分を設けるセグメント会計をすることができることになっていて、統合した企業団の本則の水道料金を上回るまで、単独経営の水道料金に設定することができるという答弁がありました。委員からは、一体化に向けた判断をするには、他市町村との比較資料や葛城市の分析資料など様々な詳細資料が必要となるので、今後とも提供していただきたいという強い要望がありました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

川村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管におきまして取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件や報告案件、条例改正、一般会計及び特別会計におきます令和3年度補正予算並びに令和4年度当初予算など、合計30件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様一人一人にとりまして、住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員全員が一丸となって努力をしてまいり決意でございます。後ほど、令和4年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、奥本佳史議員、9番、松林謙司議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 おはようございます。それでは、令和4年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から令和4年度の施政方針がございました。

次に、日程第4、議第1号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説

明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第6、議第2号から日程第16、議第12号までの条例の制定及び一部改正11議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査をお願いします。総務建設常任委員会につきましては議第3号から議第9号と議第12号の8議案、厚生文教常任委員会につきましては議第2号、議第10号、議第11号の3議案をそれぞれ付託し、審査をお願いします。

次に、日程第17、議第13号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第18、議第14号の奈良県広域消防組合規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第19、議第15号の工事請負契約の変更契約議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託をし、審査をお願いします。なお、この変更契約議案につきましては、本日全ての議案が付託された後に本会議を暫時休憩し、直ちに厚生文教常任委員会を開催して審査願うことと考えております。そして、厚生文教常任委員会での審査終了後に本会議を再開し、追加日程として議第15号議案を上程し、委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決まで行う予定でございます。

次に、日程第20、議第16号から日程第24、議第20号までの補正予算5議案と、日程第25、議第21号から日程第33、議第29号までの新年度予算9議案の予算関係14議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、今回の予算特別委員会の定員は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願い申し上げます。

以上で1日目は散会いたします。

なお、本定例会中に提出予定の葛城市議会委員会条例一部改正の議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の採決終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いますので、ご承知おきを願います。

続いて、会議日程及び会期につきましては、お手元に配付をしておるとおりでございます。会期は本日3月7日から25日までの19日間といたします。8日午前10時より本会議、一般質問を行います。9日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。10日午前9時30分より総務建設常任委員会、11日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について審査をお願いいたします。14日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係、付託議案の審査をお願い申し上げます。16日、22日は午前9時30分より、17日、18日は午後1時より予算特別委員会を開会し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。23日は午前9時30分より議会改革特別委員会が開催されます。24日は予備日といたします。25日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各常任委員長より報告をお願いします。その後、各委員会に付託をされました議案に

つきまして、各委員長より審査結果についてご報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行い、先ほど申し上げました議員提出議案の審議を行う予定をしております。

会議日程及び会期につきましては、以上でございます。

次に、今回提出をされました意見書（案）につきましては、既に配付しておりますとおりでございます。それぞれ所管においてご協議を願います。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限がございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から25日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から25日までの19日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からのご報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和4年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和4年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。ここに新年度の当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様方及び市民の皆様方のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。一昨年来よりの長引くコロナ禍にあって、我々の経済社会活動に深刻な影響を及ぼしているところでございます。本市におきましては、市民の生命と健康を守ることを第一に考え、皆様が抱えられている様々な不安を和らげられるよう、生活支援施策を強化しているところでございます。その1つに、新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養をされている方、もしくは濃厚接触者と認定され自宅待機をされている方で、ご家族、ご親族の支援を受けることが困難な方に対し、食糧品や衛生用品等の支援を実施しているところでございます。また、既に行っております3

回目のワクチン接種につきましても、鋭意進めてまいります。新型コロナウイルス感染症との闘いは、行政の力だけで足りるものではなく、市民皆様のお一人おひとりの心がけが大きな力となってまいります。マスクの着用、アルコール手指消毒、部屋の換気、2メートル以上の距離の確保などの感染予防対策を講じていただくことにより、感染リスクを大きく下げることができます。いま一度、感染対策の徹底をよろしくお願いいたします。本市といたしましては、市のホームページなどにより、正確な感染対策など情報をタイムリーに発信しつつ、市民皆様の命と暮らしを守るための対策を講じてまいります。

次に、當麻庁舎周辺エリアの再編についてでございます。當麻庁舎の危険性を排除するため庁舎を除却するとともに、必要なサービスを維持した周辺エリアの再編について検討を進めてまいります。親しまれた庁舎がなくなる寂しさもありますが、施設の複合化を含めた規模、サービスの最適化の検討により、新たにたくさんの市民の皆様方が集えるエリアへと生まれ変わるよう検討を行ってまいります。

続いて、待機児童対策についてでございます。本年4月の磐城認定こども園の開園と民間による小規模保育所2か所の開所には、待機児童対策として大きな期待を寄せているところであり、また、潜在保育士等再就職支援・登録事業を引き続き実施するとともに、新たに人材派遣会社による保育士派遣業務委託を行い、保育士の確保に努め、保育ニーズに対応してまいります。今後も、市内私立保育園との更なる連携を図るなど、引き続き待機児童の解消に努めてまいります。

続いて、環境問題についてであります。未来の葛城市を担う子どもたちに豊かな環境を残すことは、重要な取組の1つであると考えております。特に地球温暖化に伴う自然災害の増加は、市民皆様の安心・安全にとって大きな脅威となり得ると想定されることから、本市では、昨年12月の議会本会議において、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることを目指して、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。まずは、身近に取り組めることから実践し、貴重な緑地の保全も進めてまいります。新年度には、葛城市地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネや地域資源を活用する事業を推進することで、緑豊かな葛城市を次の世代へと継承してまいります。

続いて、社会教育センターエリアについてであります。県有施設である社会教育センターエリアの今後の活用について、県をはじめ関係機関との協議を進め、奈良県とのまちづくり包括協定を含め、引き続き検討してまいります。東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している、住みよさランキング2021におきまして、本市は全国49位、近畿地区では3位、奈良県では1位と依然高い評価を得ております。この結果は、本市が取り組んできた政策の成果の1つであると考えており、これからも「市民第一の住みよいまちづくり」を根底に据えつつ、「教育環境の充実と子育て支援」「高齢者の医療福祉の充実」「尺土駅を拠点とした地域経済の活性化」「堅実財政への改革と健全化」「市民の生命・財産を守る災害対策」「利権政治からの脱却」「環境にやさしい葛城市」を変わらぬ政策の軸として事業に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

1. 調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築。

地域福祉の推進についてであります。福祉分野では、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超えて、地域に暮らす全ての方々がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら公的な福祉サービスと協働する地域共生社会の実現を目指すことが必要とされております。本市におきましても、地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画を踏まえ、多様な分野との連携による地域づくり、共生の文化が広がるまちづくりを推進してまいります。

在宅医療・介護連携推進事業についてです。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくため、在宅で必要な医療サービスと介護サービスを迅速かつ一体的に提供できるよう、医療と介護関係者の顔の見える関係づくりを目指した多職種連携研修会の開催を行ってまいります。また、ACP（アドバンスケアプランニング・将来の変化に備え、医療及びケアについて、本人を主体に家族や近い人、医療チームが話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス）についての研修を介護支援専門員研修に取り入れてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業について。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や重度化予防を一層推進してまいります。また、介護予防リーダーの育成を図り、地域での通いの場となる自主運動教室の継続や立ち上げを支援するなど、いつまでも健康で生き生きとした暮らしが続けられることを目的とした事業を展開してまいります。さらに、新年度より、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組として、フレイル予防、重症化予防、自主運動教室を中心とする通いの場への積極的な関与を行ってまいります。

障がい福祉の充実について。障がいをお持ちの方が自ら望む地域生活を営めるよう、生活と就労に係る支援の一層の充実を図るとともに、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう引き続き取り組んでまいります。障がい児福祉につきましては、障がい児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するため、サービスの質の確保、向上に向けた体制構築に引き続き取り組むとともに、乳幼児から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業について。特別な支援を要する子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行うことを目的に、子ども・若者支援地域協議会を設置しております。この協議会の障がい支援部会を中心に、教育、保健、福祉、労働部局等の関係機関が連携して支援を行ってまいります。就学前には、乳幼児健診時の臨床心理士による相談や子育て、発達相談、療育教室や、子ども・若者サポートセンターでの事業を行い、さらに保育所、幼稚園、小学校、中学校での臨床心理士による巡回相談や、センターでの相談を行うとともに、特別支援学校や特別支援学級、通級指導学級の児童・生徒の支援も行います。

人権の尊重について。いわゆる人権三法の施行など人権擁護の法整備が進む一方、インターネット上での人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷が大きな社会問題

となっております。市民一人ひとりが人権を自分自身の問題として捉え、正しく理解し、社会的弱者を置き去りにせず、当たり前のように命と人権が守られるよう、講演会や市民講座等の教育・啓発を行い、関係機関、団体等と連携し、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画事業の推進について。第2次葛城市男女共同参画基本計画に基づき、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち」を目指し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、女性の活躍を支援し、男女共同参画社会の更なる推進に努めてまいります。特にDVは重大な人権侵害であり、コロナ禍での増加は子どもに対しても計り知れない影響を及ぼします。女性の悩みに寄り添う相談事業とともに、本市でデザインいたしましたパープル・オレンジリボンバッジの着用を促進し、DVと児童虐待の防止の啓発を行ってまいります。

生活困窮者自立支援事業について。コロナ禍における生活困窮者等の支援の充実を図るとともに、専門職員が相談者に寄り添い、個々の状況に合わせた支援プランを作成し、ほかの関係機関と連携して、自立に向けて切れ目なく生活再建まで包括的に支えてまいります。さらに、社会との関わりに不安があるなど、直ちに就労等が困難な方に対しましては、一般就労に向けた計画的かつ一貫して実施される基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会について。就業支援策として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、企業と求職者のマッチングの場を創出するとともに、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着率の向上を図ることを目的に合同企業説明会を開催いたします。また、求職者には、職種や勤務体系等についての選択肢の増加を、企業においては、よりよい人材の確保が図られるよう、御所市、五條市と共同で個別相談を実施し、求職者の支援を行ってまいります。

(2) 豊かな自然の保全・継承。

ごみの減量化・リサイクルの推進について。新クリーンセンターの稼働開始と同時に始めましたプラスチック製容器包装の分別も、市民の皆様のご協力で順調に進んでおります。今後もリサイクルプラザにおけるごみのリサイクル事業と併せ、より一層ごみの減量化を図ってまいります。

美しいまちづくりの推進について。生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放推進団体等による貼り紙等の違反広告物の除却活動を推進いたします。引き続き、市内一斉清掃などの実施を支援するとともに、各地域の環境委員のご協力により、不法投棄の監視体制を強化してまいります。

各種森林・林業施策について。危険木等の伐採を行うとともに、地籍調査が行われていない山林部の地番図作成を行い、今後の間伐等の事業に役立つ調査を行ってまいります。また、乳幼児期から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心を育む木育推進事業について引き続き取り組んでまいります。

吸収減対策公園緑地事業について。彩り植栽整備の最終年度を迎えるしあわせの森公園に

つきましては、隣接する道の駅かつらぎとも連携を取りながら、新たな観光資源としての情報発信に努めるとともに、市民の皆様や来訪者の方々の憩いの場としての空間整備を目指します。

公園施設長寿命化対策支援事業について。長寿命化計画に基づき施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により公園利用者の安心・安全を確保してまいります。

再生可能エネルギーの利活用について。住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置に対し、引き続き補助を行い、温室効果ガスの削減に努めてまいります。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用について。歴史文化遺産を守り後世に伝えるため、市内各所の国宝・重要文化財等の指定文化財の保存修理事業、防災・防火事業などに対する助成や、史跡の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査を実施してまいります。また、歴史博物館では、地域の多様な歴史文化を知っていただくために、春と秋に展示会を開催するほか、企画展を増やして開催する方向で準備を進めてまいります。

危険空家等の解体工事補助事業について。老朽化した危険な空き家の発生を未然に防止し、地域の安全性の向上に資するため、市内における防災・防犯上危険な空き家の解体工事に係る費用の一部に対する補助を引き続き実施してまいります。

移住・定住推進事業について。市内への移住・定住の促進を図るため引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。また、奈良県と共同して、東京圏から市内に移住し、県内で就業、または起業する方に対し、移住・就業・起業支援事業を実施してまいります。

2. 壮健・学習～心と身体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。

感染対策を講じた安全な保健事業体制の確保について。市民の皆様の健やかな暮らしを守り、健康寿命を延伸する大切な事業である各種保健事業に引き続き取り組んでまいります。特に生後4か月から3歳6か月までの間に実施する乳幼児健診は、子どもの健やかな育ちを見守り、保護者のサポートをする場でもあります。また、特定健診・がん検診も、疾患の早期発見、重症化予防を図るためには、より多くの方に受診していただくことが重要です。これらの健（検）診をより必要な方に、安心・安全に受けていただけるよう周知方法を工夫するとともに、ウェブを活用した予約制を導入するなど、感染対策を講じた上で実施してまいります。

骨髄移植ドナー支援助成事業。非血縁者の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者を救うためには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。その骨髄移植ドナーの善意を支援すべく、通院や入院によるドナーの経済的負担を軽減し、ドナー登録の推進及び骨髄などの移植の推進を図るための助成事業に新たに取り組めます。

認知症施策推進事業について。認知症高齢者や介護する方々が安心して在宅生活を送るこ

とができるような環境整備を行ってまいります。そのために、認知症を初期段階から発見できる検査を定期的に受検していただくことで、疾患の早期発見と将来の疾患リスクの把握を行い、認知症予防及び重症化予防につなげてまいります。また、認知症の進行を遅らせるための認知症予防教室や認知症カフェを開催するなど、継続的に支援するほか、新年度も引き続き徘徊高齢者等による事故の損害賠償保険に市が加入をいたします。

生活支援体制整備事業。互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、市内に生活支援コーディネーターを配置しております。また、有識者、民生委員、区長会の代表者などで構成される市内全体を対象とした第1層協議体及び地域の有志の方々と構成される中学校区を対象とした第2層協議体を設置し、葛城市社会福祉協議会とともに、地域での支え合い、助け合いを目的としたワークショップの開催と連動させた地域における仕組みづくりを支援し、高齢者の社会参加や介護予防の推進等を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成事業について。保護者の経済的負担を軽減し、必要とする医療が容易に受けられることができるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する乳幼児等医療費助成事業を実施しております。本市では、独自に助成の対象年齢を18歳まで拡大し、制度の充実に取り組んでおります。あわせて、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭への医療費助成につきましても、引き続き実施をしております。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度について。国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担い、市民の皆様の医療の確保と健康の維持増進のために貢献してまいりました。市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るべく、保健事業につきましては、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的とする特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上を図りながら、保健指導事業の充実に努め、医療費の適正化を図りつつ、県と連携して将来にわたり安定した保険制度の維持に努めてまいります。後期高齢者医療制度につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市民の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう注力しつつ、今後も保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組みながら、持続可能な制度運営に努めてまいります。

いきいきセンター改修事業。一人ひとりの多様性を尊重し、人と人、人と社会がつながり支え合い、参加を支援する、その役割を果たす場がますます必要とされます。今後の継続使用を可能にするため、いきいきセンターの老朽化に対し長寿命化を図るとともに、利用者の安全面の配慮と指定避難所の機能の向上を目指した改修を行ってまいります。

(2) 教育・学習による未来の市民づくり。

こども・若者支援事業について。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど社会的に困難を有する子どもと若者を支援するため、ワンストップ総合相談窓口として、こども・若者サポートセンターが切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続き行ってまいります。コロナ禍も3年目に入り、更なる人との接触削減が求められる中、深刻化する社会的な孤立、孤独に対し、誰一人取り残されることがないよう、必要な心理支援に当たるため、新たにGIGAスクールのタブレットを活用したAI相

談システムに取り組むなど、相談機会の多様化に努め、見守りを強化することで、いじめの未然防止や命を守る取組を進めてまいります。

保育所事業について。老朽化している磐城第1保育所につきましては、磐城認定こども園への移行、當麻第1保育所につきましては、民設民営による認定こども園の誘致を進めてまいります。また、磐城認定こども園につきましては、受入れ園児全員の給食が自園調理可能となるよう調理室の設置に係る検討を行ってまいります。人工呼吸器等の使用や、たんの吸引、経管栄養などのケアが日常的に必要とされる医療的ケア児につきましては、保育所における支援体制を構築するため、医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定いたします。また、使用済み紙おむつの持ち帰りの解消のために、各保育所に保管用ダストボックスを新たに設置いたします。病児保育事業、一時預かり事業などににつきましても引き続き実施し、利便性の向上や保育サービスの安定提供を図ってまいります。

学童保育事業について。新庄小学校区学童保育所につきましては、新年度から、より一層快適な環境で放課後の時間を過ごしていただけるものとなっております。今後も入所児童を見守る支援員、補助員の適切な人員配置を行い、安定した運営を図るとともに、子どもたちが安心して過ごせる場や世代間交流の場を提供し、子どもたちの健全な育成が図れるよう、引き続き学童保育所の環境づくりに努めてまいります。

妊娠期からの包括的支援の充実について。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を構築するために、母子健康手帳交付時に妊娠期からの支援プランを作成し、必要な支援を行います。特に産後の育児に不安や戸惑いを感じる母親に対し、産後ケア事業を活用しながら支援体制の一層の充実を図ってまいります。新年度は、電子母子健康手帳の導入や不育症の治療をされている方に対する助成を行うなど、妊産婦及び乳幼児への包括的な支援に取り組んでまいります。

学校・地域パートナーシップ事業について。地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域の教育力の向上を目的に、活動の中心的役割を担う地域コーディネーターとPTAや学校支援ボランティアの皆様とともに、各地域の特徴を生かした学習支援活動、生活・安全支援活動、環境整備支援活動等を引き続き実施してまいります。

学校施設各所工事。学校生活を安全・安心に過ごせるよう市内学校施設の改修・整備を計画的に進めてまいります。新年度においては、施設の長寿命化の考え方にに基づき、市内の小学校1校、中学校1校において校舎の改修工事を実施してまいります。

電子図書館事業について。利用者が図書館へ来館しなくても、パソコンやスマートフォンなどを活用して、いつでも好きな時間に電子書籍を借りることができる、かつらぎし電子図書館を導入し、市民の皆様の利便性の向上に努めております。今後も新しいコンテンツを増やし、市民の皆様に豊かな読書の機会を提供するとともに、電子図書館が本市の知識の宝庫となるべく取り組んでまいります。

学校情報化推進事業について。多様な子どもたち一人ひとりが個別最適化された学びにより、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するため、ハード面においては、オンライン・遠隔学習に必要な機材を小・中学校の全ての普通教室に配備するとともに、

小学校5年、6年生と中学校全学年の普通教室に電子黒板を配備いたします。また、ソフト面においては、デジタル教科書、教材などのデジタルコンテンツの活用を促進し、指導体制においては、ICT支援員を有効活用し、ICT機器の活用能力を高め、子どもたちの確かな学力の育成に努めてまいります。

就学援助事業について。経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行っているところですが、新年度においては、認定基準の見直しを行い、より多くの世帯に必要な支援を行えるように取り組んでまいります。

学校給食事業について。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え、おいしく楽しい給食となるよう調理や献立を工夫し、アレルギーにも考慮しながら、栄養バランスの取れた魅力ある給食を提供してまいります。また、米飯給食に葛城市産ヒノヒカリを使用するほか、地元の新鮮な野菜などを積極的に取り入れながら、郷土料理の発掘と提供に努め、地域の自然・文化・産業等に関する理解と生産者の努力や、食への感謝の気持ちが育まれるよう、学校給食を通じて地産地消と食育の推進にも努めてまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。

学術・文化活動の振興について。中央公民館、當麻文化会館では、学習拠点の場として教育、学術、文化向上のための教室・講座の開催、市民の皆様が多様な学びを通じて交流を深めてもらう地域分館活動、活動の輪を広げて仲間づくり等交流の機会を提供する移動講座など、充実した学習活動を利用者の皆様がコロナ禍においても安全・快適に行っていただけるよう、各部屋の収容人数など、工夫と対策に努めてまいります。

文化会館におけるイベント。新庄文化会館では、良質な芸術・文化に触れる機会を幅広い世代の方々に提供することを目的として、ファミリーコンサートや講演会、毎年恒例の市民劇団風塾の定期公演など、様々な分野の催しを企画しております。當麻文化会館では、夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのき定期公演等を企画しております。両館とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席数の制限や無観客公演、動画配信を行うなど、状況に応じた工夫、対策に努めてまいります。

葛城市民歌壇事業について。「葛城歌壇」は、新年度から「葛城市民歌壇」と名称を変え、新たな事業としてスタートいたします。「後世まで広く受け継がれる事業を」との創設以来受け継いでまいりました願いを込め、市民の皆様の生涯学習に資することはもとより、日本の伝承文化の継承と言語文学の創造に寄与する事業として実施してまいります。

3. 活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。

「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業について。公共施設や鉄道駅、病院、商業施設などをつなぐ地域の生活交通を確保するため、「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業を引き続き行ってまいります。また、コミュニティバスの利用促進を図るため、引き続き乗車料金の無償化を行ってまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業について。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策

として位置づけ、駅利用者をはじめ、市民の皆様の円滑な移動と安全の確保のため、駅前広場や立体横断施設等の整備を進めております。新年度は、駅舎南側にエレベーターを設置するなど、事業の早期完了に向けて引き続き取り組んでまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様の円滑で安全な移動を確保するため、道路拡幅工事及びJR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事の早期の事業完了を目指し、引き続き推進してまいります。

社会資本道路改良事業について。市道新町・柳原線、はじかみ工業団地の中心部を横断し、県道樫原新庄線と市道笛堂姜線を結ぶ本市の工業地域における人や物の流れを支えるための重要な路線であることから、早期の事業完了に向け推進をしてまいります。地域交通の安全確保を目的として、兵家・南今市線と県道御所香芝線との交差点改良事業を進めてまいります。

橋梁定期点検事業・道路新設改良事業について。道路橋、横断歩道橋などの定期点検義務化に伴い、長寿命化の考え方にに基づき、橋梁の計画的な維持・管理に取り組み、橋梁定期点検事業の調査により、危険度が比較的高いと判定された橋梁につきましては、早期の修繕実施に努めてまいります。道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを常に良好な状態に保ち、市民の皆様の安全を確保してまいります。

上下水道事業について。水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道からも受水を行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給に努めてまいります。また、各浄水場の設備更新につきましては、水質の安全対策、安定供給のため、各浄水場の補修整備計画や老朽度調査に基づき計画的に実施するとともに、管路の老朽化による漏水、濁り水対策として、耐震管への布設替えを順次進めてまいります。あわせて、新水道ビジョンに基づき、中長期的な投資計画と将来の損益・収支予測を踏まえた上で経営基盤の強化を図り、安定した水道事業の運営に努めてまいります。また、地震等の災害時などによる大規模断水に迅速に対応するため、広域避難所等へ飲料水を調達できるよう新たに給水車を購入いたします。県域水道一体化につきましては、本市におけるメリットやデメリットを見極めながら、協議・検討を進めてまいります。下水道事業につきましては、公営企業会計における財務諸表を作成することにより、下水道事業の経営成績や財政状態を正確に把握し、健全な経営の確保に取り組んでまいります。また、既存の管渠につきましては、長期的な視点で老朽化状況を予測し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理をしてまいります。

(2) 産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策について。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや日本型直接支払制度として農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7か大字からなる葛城山麓地域協議会を母体とした葛城山麓棚田振興地域協議会を設立し、中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動として、耕作放棄地の発生防止活動等を支援してまいります。さらに、土地改良事業では、農業基盤整備促進事業、水と農地活用促進事業などを実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等について。中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、経営の安定化を図ることで、地域経済の振興を図ってまいります。また、保証協会や金融機関から経済状況等の情報収集を行い、更なる利用者の拡大が図れるよう検討するほか、本市の創業支援等事業計画において、特定創業支援等事業者に位置づけられております商工会、奈良県よろず支援拠点との連携も密にしながら、商工業者の支援をしてまいります。さらに、中南和広域での事業者支援を行うビジネスサポートセンターである、ココビズへの相談事業により、販路の拡大や商品開発等のサポートも受けることができるようになっております。

相撲館事業について。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施した上で、他の観光地にはない相撲を題材としたイベントを催し、大和まほろば相撲連絡協議会とも連携し、「相撲発祥の地・葛城市」を国内外に発信するとともに、他の観光地と差別化を図ることを目指します。

近隣地域との観光施策の連携について。近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、日本遺産を活用するため大阪府、奈良県及び街道沿いの10市町村で構成される竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会、及び大阪府、奈良県、和歌山県及び20市町村で構成される葛城修験日本遺産活用推進協議会、大阪府、奈良県、和歌山県及び10市町村で構成されるダイヤモンドトレール活性化実行委員会などの構成自治体とともに相乗効果が発揮されるよう広域観光促進に力を入れてまいります。

新村工業系ゾーンの企業誘致について。新村工業系ゾーンは、県中南部における工業地域の中心地に位置し、北には南阪奈道路と国道24号線大和高田バイパス、南には京奈和自動車道がある恵まれた物流環境により、工業ゾーンとして非常に高いポテンシャルを有する地域です。また、南側近隣地において、奈良県により御所インターチェンジ周辺作業集積地造成事業が進められており、相乗効果により更なる発展が期待されております。新年度は、奈良県との連携を更に深めながら、新村工業系ゾーンへの優良企業等の誘致、受入れを行うため、事業調査及び基本計画の策定を行ってまいります。また、ゾーン内の道路整備のため、市道新町・柳原線につきましても、拡幅事業を進めてまいります。

西の山の辺の道（仮称）事業について。本市には、二上山、葛城山の麓にたくさんの観光資源があり、自然豊かでのどかな風景が残っております。その山裾の道を観光してもらうために、天理市、桜井市にまたがる山の辺の道に着想を得た、西の山の辺の道（仮称）のルート策定・整備を進めてまいります。香芝市、葛城市、御所市、五條市をつなぐ全長約30キロメートルに及ぶこの道を近隣市町村と連携しPRすることで、コロナ禍において増加しているハイカーを呼び込み、本市の更なるPRに努めてまいります。

（3）安心・安全な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化について。各大字の自主防災組織との連携強化を図るとともに、地域防災力の充実強化のため、自然災害等の発災時に地域における防災リーダーとして活動していただく防災士に対する支援や、地域防災マップを活用し、自助・共助の精神が培われた

自主防災組織の活動支援を引き続き行ってまいります。あわせて、災害発生時には、自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

災害・火災等発生に対する備えについて。市民の皆様の生命や財産を災害から守るために、減災の観点から関係機関との適切な役割分担や、相互の連携協力が迅速に実現できるよう災害応援協定の充実を図るとともに訓練などを行ってまいります。あわせて、高齢者や体の不自由な方々への要援護者に対し、災害時に情報を迅速にお伝えできるよう支援体制の強化を図ってまいります。さらに、全世帯対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、市民の皆様に防災情報を確実にお伝えするとともに、消防施設の充実といたしましては、消火栓等の設置につきましても、葛城消防署や各大字と協議しながら計画的に進めてまいります。

ため池による治水対策について。近年の異常気象による集中豪雨などにより、大規模な浸水被害が発生する危険性が高まっております。この大規模水害に備えた減災対策の一環として、ハード面ではため池の余水吐けを改修し、ソフト面では大雨が予想される際には地元のご協力で低水位管理をしていただくことで、総合的な治水対策に引き続き取り組んでまいります。

農村地域防災減災事業について。老朽化に伴う機能低下により、災害時に倒壊のおそれが生じている農業水利施設につきまして、被害発生を未然に防止するため、計画的に工事・調査を進めてまいります。新年度におきましては、ため池1か所の測量設計及びため池4か所の劣化状況調査を行ってまいります。

建築物耐震改修促進事業について。地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止や道路等の安全を確保するために、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度を引き続き実施してまいります。また、住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助し、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業や、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業につきましても、引き続き実施をしてまいります。

新庄スポーツセンター整備事業について。新年度は実施計画に基づき耐震補強工事を行うとともに、老朽化している屋根等の改修工事を併せて行います。指定避難所としての安全性を確保し、また市民の皆様に安心して気持ちよく施設を利用していただけるよう速やかに整備を進めてまいります。

児童の登下校を登下校等に伴う安全の確保について。児童の登下校等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通対策協議会等の皆様による交通安全意識の啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故多発地点等の危険箇所につきましては、啓発看板の設置、交通指導員等による定期的な巡回を行い、交通事故の抑制に努めてまいります。

消費生活相談事業について。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を御所市との広域連携により引き続き実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、民法改正により成年年齢が

18歳に引き下げられることから若者の契約トラブルが増加すると予想されるために、特に若者の消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

4. その他。

ふるさと応援寄附事業について。本市を応援する寄附者を全国から広く募り、本市の魅力や地元特産品等のPRにふるさと納税制度を活用し、取り組んでいるところでございます。ポータルサイトへの掲載、寄附金額の設定の見直し、返礼品の拡充、事業の委託を実施し、寄附金額・寄附件数ともに増加しております。新年度よりも多くの方の目に留まるようにサイトを増やし、返礼品の拡充・開拓に努めながら、本市の魅力発信と地域産業の振興に取り組んでまいります。

マイナンバーカード交付円滑化事業について。国は安全・安心で利便性の高いデジタル社会を可能な限り早期に実現する観点から、新年度中にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しております。本市におきましても、市民の皆様の利便性向上のために、マイナンバーカードの普及に努めているところでございます。より手軽に申請をしていただけるよう、地区公民館や市の施設、ご協力いただける市内企業やスーパー等での出張申請の拡大に努めてまいります。また、仕事や学校等で平日の開庁時間内にお越しいただけない方につきましては、平日の開庁時間外や休日に申請や交付の窓口を設けて対応しており、市民の皆様のマイナンバーカード取得のため、引き続き柔軟に対応してまいります。

スマート自治体推進事業。国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、本市においてもデジタル技術等を活用した住民の利便性の向上と業務の効率化による行政サービスの向上を推進してまいります。また、自治体の情報システムの標準化や共通化、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の強化等にも取り組んでまいります。

友好自治体交流事業について。合併前に旧新庄町と提携を結んでおりました岡山県新庄村と、令和2年1月に包括的連携に関する協定を締結しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今なお交流事業の実施が難しい状況ではありますが、今後も引き続き新たな交流事業の在り方について調整を行い、それぞれのニーズに合った形で交流と友好を深めてまいりたいと考えております。

国際交流事業について。交流事業の実施が難しい状況ではありますが、コロナ禍後を見据えた国際交流活動の推進や観光インバウンドの推進などを進めていくため、引き続きアプローチした団体との交流を推進するなど取り組んでまいります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。冒頭に申し上げました新型コロナウイルス感染症について、更なる変異株の出現や感染の急速な拡大など、その影響は深刻であります。新年度も引き続き厳しい市政運営となりますが、皆様のご意見を伺いながら自主財源の安定的な確保に努め、歳出を見直し、財政の健全化を維持しながら、市民の皆様が必要とする行政サービスを提供してまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げます。新年度の施政方針とさせ

ていただきます。

川村議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。午前11時40分より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第1号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の和田治氏が本年3月31日付をもって辞職されますので、森吉文氏を新たに葛城市教育委員会委員に任命いたしたく提案するものでございます。森氏におかれましては、34年間、教職員として勤務され、人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

溝尾副市長。

溝尾副市長 葛城市土地開発公社の令和4年度予算につきましてご説明させていただきます。

予算書をお持ちであれば予算書もお開きいただきたいと思います。

最初のまず1ページ目でございますが、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が5,069万7,000円、収益的支出は5,017万5,000円となっております。資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が5,000万円、資本的支出が1億31万1,000円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。事業収益といたしまして公有地取得事業収益が5,057万6,000円、事業原価といたしまして公有地取得事業原価が5,007万5,000円、差引事業総収益といたしまして50万1,000円でございます。一般管理費といたしましては10万円、事業外収益といたしましては事業外収益合計が12万1,000円でございます。結果、経常利益は、当期純利益ともに同額の52万2,000円でございます。

7ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が7,626万2,000円、代行用地が2億547万6,000円、流動資産合計2億8,173万8,000円、資産合計も同額の2億8,173万8,000円でございます。負債の部といたしまして、固定負債の借入金が1億5,750万円、負債合計も同額でございます。資本の部といたしまして、資本金合計500万円でございます。準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,871万6,000円、当期純利益52万2,000円、準備金合計1億1,923万8,000円、資本合計1億2,423万8,000円でございます。負債・資本合計2億8,173万8,000円となり、資産合計と同額でございます。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額について附属書類の説明書をもってご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明書でございますが、収入の部でございます。公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が5,057万6,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして12万円、計5,069万7,000円でございます。

9ページの支出の部でございますが、事業原価といたしまして、代行用地売却原価が5,007万5,000円、一般管理費の経費といたしまして10万円、計5,017万5,000円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出予算の説明でございます。収入の部といたしまして、借入金5,000万円でございます。11ページ、支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,031万1,000円、借入金償還金が5,000万円、計1億31万1,000円でございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 数字だけとなっておりますので、大体予定として、どの事業に対する土地開発公社による取得を目指しているのか、事業名だけでもちょっとお願いできませんでしょうか。

川村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。土地開発公社の副理事長としてご答弁させていただきます。

す。

今回の予算では、特に購入土地を想定して予算をしているわけではなく、粋取りの形で予算を計上しております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 分かりやすい議会ということで、ネットを見ておられる方も、数字だけで5,000万円と上がっているの、何らかの事業に使われるかなと思いましたが、確かめるということでちよっとご質問させていただきました。ありがとうございます。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分から開会いたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6、議第2号から日程第16、議第12号までの条例の制定及び一部改正11議案を一括議題といたします。

本11議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第2号から議第12号までの11議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第2号、葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、本市におけるいじめ防止等の対策、また、いじめ事案の対処について実効的に行うことができるよう、いじめ防止対策推進法に基づき、葛城市いじめ問題対策連絡協議会などを設置することに関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第3号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和3年の人事院勧告を受け、国会に提出されております、いわゆる給与改正法案に準じまして、特定任期付職員に対し支給する期末手当を年間3.35月分から0.1月分を引き下げ、3.25月分とするもので、令和4年度以降、6月期と12月期それぞれ1.625月分とするものでございます。また、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、本年6月に支給する期末手当から減額調整をいたします。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについてで

ございます。

本案につきましては、政令の改正に伴い、本市職員のサービスの宣誓の際に行っておりました任命権者等の面前での朗読及び宣誓書への押印につきまして、見直しを行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、国家公務員の非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件の緩和に伴い、本市の非常勤職員においても同様の措置等を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第6号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、給与改正法案に準じまして、議会議員に対し、支給する期末手当を年間3.35月分から0.1月分引き下げ、3.25月分とするもので、令和4年度以降、6月期と12月期それぞれ1.625月分とするものでございます。また、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、本年6月に支給する期末手当から減額調整をいたします。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当を、ただいま説明申し上げた議会議員に対するものと同様に引き下げるものでございます。また、令和3年度の引下げに相当する額につきましても、本年6月に支給する期末手当から減額調整をいたします。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、給与改正法案に準じまして、本条例を改正するものでございます。期末手当の年間支給割合につきまして、再任用職員以外の職員は、現行の年間2.55月分から0.15月分引き下げ、2.4月分とし、令和4年度以降、6月期と12月期にそれぞれ1.2月分とするものでございます。再任用職員は、現行の年間1.45月分から0.1月分引き下げ、1.35月分とし、令和4年度以降、6月期と12月期それぞれ0.67月分とするものでございます。令和3年度の引下げに相当する額につきましては、本年6月に支給する期末手当から減額調整をいたします。また、本年4月からの磐城認定こども園開園に伴いまして、本条例における職務に園長及び主任保育教諭を追加するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、給与改正法案に準じまして、会計年度任用職員に対し支給する期末手当を年間1.45月分から0.1月分引き下げ、1.35月分とするもので、令和4年度以降、6月

期と12月それぞれ0.675月分とするものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県に納付する令和4年度の国民健康保健事業費納付金に見合う額に税率改正するものでございます。その他、法令の改正に伴い、未就学児に係る均等割保険税を軽減するための規定の追加等を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第11号、葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、磐城認定こども園が本年4月から開園することに伴い、幼保連携型認定こども園に関する規定等の追加を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第12号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法律の改正に伴い、傷病補償年金等を担保にできる規定を削除するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本11議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号から議第9号までと議第12号の8議案につきましては総務建設常任委員会に、議第2号、議第10号、第11号の3議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第17、議第13号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第13号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が組織する磯城郡水道企業団が本年4月1日から水道事業を開始することに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第13号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18、議第14号、奈良県広域消防組合格約の変更についてを議題といたします。
本案につき、提案理由の説明を求めます。
阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第14号、奈良県広域消防組合の規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良県広域消防組合の議会体制の見直しに関する検討結果を受け、組合議会議員の定数等の変更を行うものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第14号議案については総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第15号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
本案につき、提案理由の説明を求めます。
阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第15号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事において、令和4年度の新庄小学校区学童保育所の利用申込者数が増加したことに伴い、備品の追加が必要になったため、契約金額を2億1,190万9,500円から2億1,289万9,500円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第15号議案については厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第16号から日程第24、議第20号までの令和3年度補正予算5議案と、日程第25、議第21号から日程第33、議第29号までの令和4年度当初予算9議案の予算関係14議案を一括議題といたします。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第16号から議第29号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第16号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億3,439万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、また国の補正予算に伴う補正といたしまして、年度を前倒しし補正予算を計上するもので、農林商工費では団体営土地改良事業、土木費では公園施設長寿命化対策支援事業、教育費では小学校管理事業及び中学校管理事業などでございます。第2条は繰越明許費で、国の補正予算に伴う事業など19事業を繰越しするものでございます。

次に、議第17号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,173万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,797万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、保険給付費及び基金積立ての増額並びに不用額の減額でございます。

次に、議第18号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,199万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、介護予防生活支援サービス負担金の追加でございます。

次に、議第19号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万3,000円を追加いたし

まして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,148万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額と、後期高齢者医療保険料負担金の追加でございます。

次に、議第20号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、収益的収入で116万8,000円を減額いたしまして、収益的収入の総額を12億4,337万5,000円とし、収益的支出で316万3,000円を減額いたしまして、収益的支出の総額を12億503万2,000円とし、資本的収入で1,670万円を減額いたしまして、資本的収入の総額を4億5,742万2,000円とし、資本的支出で1,670万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を8億8,598万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、不用額の減額でございます。

次に、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は164億8,400万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと7億6,400万円の増となっております。

主な事業といたしましては、当麻庁舎除却事業、地球温暖化対策実行計画策定事業、尺土駅前周辺整備事業、学校情報化推進事業、市内消費活性化事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入予算につきましては、市税で41億9,025万円で、前年度比5.3%の増を見込んでおります。また、繰入金といたしまして、6億3,061万7,000円を計上いたしております。

次に、議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は39億200万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと700万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億943万円、国民健康保険事業費納付金で11億1,551万2,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額は33億8,120万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億1,230万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で31億7,065万5,000円で、地域支援事業費で1億6,886万3,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,980万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと250万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で2,907万7,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億8,940万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと400万円

の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億362万円、給食材料費で2億1,622万2,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第25号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,920万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと50万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、墓地返還に伴う償還金として669万6,000円、積立金で920万1,000円となっております。これらの財源には、霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第26号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,740万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと70万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で586万7,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は5億8,820万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと8,010万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で5億8,117万5,000円となっております。財源には、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第28号、令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和4年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万5,186戸、年間総配水量が452万8,000立方メートルを予定しております。収益的収入は7億8,179万6,000円で、収益的支出は7億1,617万円でございます。支出の主なものといたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億9,563万3,000円、総係費で1億1,029万1,000円、減価償却費で2億5,140万円となっております。資本的収入は6,282万円、資本的支出は4億5,106万2,000円でございます。不足する額3億8,824万2,000円につきましては、建設改良積立金等で補てんを予定しております。

最後に、議第29号、令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和4年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万5,059人、年間有収水量は382万4,000立方メートルを予定しております。収益的収入は12億1,460万8,000円、収益的支出は11億9,650万円でございます。支出といたしましては、営業費用で10億6,752万1,000円、営業外費用で1億2,867万9,000円となっております。資本的収入は4億9,182万5,000円、資本的支出は9億167万9,000円でございます。不足する額4億985万4,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本14議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第16号から議第29号までの14議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号から議第29号までの14議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時02分

再 開 午後3時50分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、杉本訓規議員、以上です。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第15号議案を日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは追加日程第1、議第15号議案を議題といたします。

本議案は、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 先ほど、本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託されました議第15号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、なぜ今回の工事請負契約の変更議決が定例会の初日に必要になったのか、また変更契約の内容はという問いに対しまして、昨年9月3日に契約議決をいただいた新庄小学校区学童保育所施設整備工事の工期が本年3月10日までとなっております、25日の定例会最終日

に議決をいただいたのでは4月1日の開所に間に合わないため、初日に議決をお願いしたものである。変更契約の内容は、当初、学童保育所の利用実績により、約80名の利用を見込んで1つのテーブルに4名がけを想定して21台のテーブルの購入を予定していたが、来年度の利用申込みが想定を上回ったため、また現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みた結果、1つのテーブルを3名がけで利用することに変更したため、27台のテーブルを追加するものであるとの答弁がありました。

また、なぜ工事請負契約の内容にテーブルなどの備品が含まれているのかという問いに対しまして、テーブルだけでなく、カーペットやクロス、カーテンなど、建物の意匠と合わせて統一したものにするため、当初の契約に含めたものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見が出されたことを申し添えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、8日、9日、25日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、10日午前9時30分から総務建設常任委員会、11日午前9時30分から厚生文教常任委員会、また14日、16日、22日は午前9時30分から、17日、18日は午後1時からそれぞれ予算特別委員会が開催されます。23日の午前9時30分からは、議会改革特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時56分